

501-6011

岐阜県羽島郡岐南町八剣北4丁目110  
奥田ビル8階

岐阜県ラグビーフットボール協会 様

寄付番号 第 KEQ-0561569 号

平成29年5月9日

拝啓

平素から赤十字事業につきまして、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたびは、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

ご芳志は、ご趣旨を体し、有効に活用させていただき所存でございます。

別添のとおり受領証を送付いたしますので、ご査収ください。

今後とも赤十字へのご支援の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

日本赤十字社

**個人情報の取り扱いについて**

日本赤十字社（本社及び都道府県支部）は、会費（社費）、寄付金（「海外たすけあい」を含む）、海外救援金、国内災害義援金へのご協力に際して取得する個人情報について、厳重に管理・保護を行うとともに、受領証や活動報告等の送付及び事業資金等の募集活動の目的のためにのみ使用します。お申し出があった時は、ご本人であること及びその理由を確認し、登録された情報の開示、訂正、追加または利用停止（削除）を行いますので、下記までご連絡ください。

**[連絡先]**

住 所 〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
担当部署 事業局 パートナースhip推進部 会員課  
連 絡 先 Tel : 03-3437-7081 Fax : 03-3432-5507

第 KEQ-0561569 号



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%

被災地にお届けしています。

## 受領証

岐阜県ラグビーフットボール協会 様

岐阜県羽島郡岐南町八剣北4丁目110奥田ビル8階

¥ 25,519-

但 平成28年熊本地震災害義援金として

上記のとおり受領いたしました。

平成29年4月17日

日本赤十字社

社長 近衛忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3438-1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。